

地域リハビリテーション活動支援事業について

「地域リハビリテーション活動支援事業」は、地域ケア会議やサービス担当者会議、住民運営の集いの場、通所介護・訪問介護等へリハビリテーション専門職の関与の機会を設けることで、効果的な介護予防及び介護保険サービスの充実を目指すものです。

地域リハビリテーション活動支援事業による3つの効果

① 要支援・要介護者の生活の質の向上

リハビリテーション専門職が、地域ケア会議やサービス担当者会議において介護専門職に定期的に関与することにより、

- ① 日常生活に支障のある生活行為の要因発見
- ② 疾患の特徴を踏まえた生活行為の改善の見通し
- ③ 要支援者等の有する能力を最大限に引き出すための方法等



について検討し、自立支援のための方策発見力を参加者全員が向上させることで、支援が必要な個々人の生活の質の向上につながります。

② 魅力のある住民運営の通いの場の創設・発展

リハビリテーション専門職を定期的に地域の介護予防事業に出向かせることで、

- ① 身体障害や関節痛があっても継続的に参加することのできる運動法の指導
- ② 認知症の方への対応方法等を運営する皆様の世話役に指導
- ③ 定期的な体力測定等



といった、これまで充分でなかった取り組みを実施し、要介護状態となっても参加し続けることのできる通いの場を地域に展開することにつながります。

③ 通所介護・訪問介護の質の向上

リハビリテーション専門職が介護事業者へ専門的な知見を提供することで、介護サービスの質の向上を図っていきます。

一例として、

- ① 日常生活に支障のある生活行為を改善させるための運動プログラムの提案
- ② 介護職員への助言等



の実施により、通所介護や訪問介護における高齢者の自立支援をさらに向上させる効果が期待できます。